

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、観音寺市一ノ谷池土地改良区から役員の退任について次のとおり届出があった。

平成20年11月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
監 事	宮武 俊雄	観音寺市古川町325番地1	平成20年10月18日